

原子力発電所の保安活動総合評価について

平成 22 年 7 月 14 日

社団法人 日本原子力産業協会
理事長 服部拓也

6 月 14 日、原子力安全・保安院は、平成 21 年度の原子力発電所における電気事業者の保安活動の状況を評価した保安活動総合評価の試行結果を公表した。

本評価は、事業者の保安活動を、毎年、客観的かつ総合的に評価することによって課題を抽出し、その結果を保安院が行う次年度の検査、審査等の効果的な実施のために活用することとされている。また、本評価は、事業者の安全確保の水準を高めることに資するとともに、本評価を国民へ分かりやすく説明することは、原子力発電の安全性についての理解促進に資するとされている。

当協会としては、事業者の保安活動について、定期的に、科学的・合理的な判断基準に基づき客観的に評価し、その結果を公表するとともに、国の規制や事業者の保安活動に反映することは、保安活動の質的向上を図る上で重要と考えている。本制度がその目的に照らして適切に運用されることによって、原子力発電所の現場第一線の自主的行動を促し、真に原子力発電所の安全性向上とともに、国民の理解促進につながることを期待したい。

然るに、今回の公表を伝えるマスコミ報道は、評価結果について“追試”、“重要な課題あり”、などの表現が見られ、読者に本評価の本来の目的が正しく伝わっていないと考えられる。このため、本制度の目的の一つである原子力発電所の安全性について国民の理解促進につながるどころか、読者の不安を煽ることになっているのではないかと、危惧する。

今回の評価は試験的運用であり、今後、評価方法の充実など運用方法の高度化を図っていくとされていることから、事業者は「課題あり」とされた事案の解決に向けた努力を進めることは当然のこととしても、保安院も 3 年間の試行期間の中で、評価方法の更なる精緻化を進めるとともに、評価の目的や実施状況について広く国民に説明を行っていくことを願うものである。

以上